

土木工事共通仕様書（R8.7）の改正概要

（１）土木工事共通仕様書（令和 7 年 10 月）⇒（令和 8 年 7 月）

①第 1 編第 1 章第 1 節 1－1－41 交通安全管理〔諸基準類改正に伴う変更〕（県土整備部）

5.・・・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 3 年 9 月改正内閣府・国土交通省令第 4 号）

⇒【改定後】

5.・・・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和 6 年 7 月改正内閣府・国土交通省令第 4 号）

②第 12 章 ＰＣ橋工事 第 4 節 12－4－7 銘板工〔実態を踏まえた規定の変更〕（農林水産省）

1. 受注者は、橋歴板の製作について、材質は J I S H 2202（鋳鉄用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。

⇒【改定後】

1. 受注者は、橋歴板に用いる材質は表面に透明の高耐候性フィルムにより被覆したアルミニウム板（JIS H 4000 A 5052 P）を標準とする。また、橋歴板に用いる色は黒地に金色とすることとし、縁についても同様に金色とする。なお、寸法及び記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。

③第 1 編第 1 章第 2 節 1－2－3 現場代理人〔施工途中の変更にかかる判断基準を追加〕（県土整備部）

5) [新設]

6) [新設]

7) [新設]

上記 1)～4)により途中変更を行う場合は次により対応すること。

⇒【改定後】

5)主任技術者等が現場代理人を兼務している場合で、週休 2 日、時間外労働の縮減等の働き方改革の推進のために、現場代理人を別の者に変更するとき。※資料提出は不要

6)主任技術者等が現場代理人を兼務していない場合で、円滑な施工体制確保のために現場代理人を別の者に変更するとき。※現場代理人の変更後の工事への従事状況がわかる資料提出が必要

7)主任技術者等が現場代理人を兼務していない場合で、若手技術者(40 才未満)の育成のために現場代理人を別の者に変更するとき※変更後の現場代理人の年齢が確認できる資料提出が必要

上記 1)～7)により途中変更を行う場合は次により対応すること。

④第 1 編第 1 章第 2 節 1－2－1 主任技術者〔工事発注基準の見直しに併せた変更〕（県土整備部）

(1)土木一式工事 表 請負代金額 8 千万円以上、8 千万円未満 1 千万円以上

(2)とび・土工・コンクリート工事 表 請負代金額 8 千万円以上、8 千万円未満 1 千万円以上

(3)鋼構造物工事 表 請負代金額 8 千万円以上、8 千万円未満 1 千万円以上

(4)舗装工事 表 請負代金額 8 千万円以上、8 千万円未満 1 千万円以上

⇒【改定後】

(1)土木一式工事 表 請負代金額 1 億円以上、1 億円未満 1 千万円以上

(2)とび・土工・コンクリート工事 表 請負代金額 1 億円以上、1 億円未満 1 千万円以上

(3)鋼構造物工事 表 請負代金額 1 億円以上、1 億円未満 1 千万円以上

(4)舗装工事 表 請負代金額 1 億円以上、1 億円未満 1 千万円以上